

令和5年  
12月 舟橋村議会定例会会議録（第2号）

---

令和5年12月11日（月曜日）

---

議 事 日 程

令和5年12月11日 午前10時00分 開議

日程第1 村政一般に対する質問並びに議案第33号から議案第37号まで  
（一般質問・質疑、常任委員会付託）

---

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

出席議員（7名）

1番	小杉知弘君
2番	古川元規君
3番	加藤智恵子君
4番	田村馨君
5番	森弘秋君
6番	竹島貴行君
7番	前原英石君

欠席議員（なし）

---

説明のため出席した者の職・氏名

村	長	渡辺	光君				
教	育	長	土田	聡君			
総	務	課	長	松本	良樹君		
生	活	環	境	課	長	田中	勝君
会	計	管	理	者	林	輝君	
代	表	監	査	委	員	川崎	正夫君

---

職務のため出席した事務局職員

事務局 長 松 本 良 樹

事務局 係 長 喜 田 義 樹

---

午前10時00分 開議

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、令和5年12月舟橋村議会定例会を再開します。

本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

議案第33号から議案第37号まで

○議長（前原英石君） 日程第1 議案第33号 舟橋村国民健康保険税条例一部改正の件から議案第37号 令和5年度舟橋村後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）まで、5件を一括議題とします。

（一般質問及び質疑）

○議長（前原英石君） これより、村政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告順に発言を許します。

5番 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） おはようございます。

私からは、「ふなはし荘の将来展望に係る避難施設・設備の構築について」と題して質問いたします。

ご存じのとおり、昨今、熊被害が横行しております。10月31日、富山市某家の玄関に熊が侵入し、家の人を襲う事故がありました。また、近くでは、11月3日、立山町泉地区にも熊がうろうろしていたそうです。警戒を促す信号がありました。互いに気をつけたいものです。ところが、新聞報道によりますと、熊を殺さないでくださいということも書いてありました。だけども、先日、柿の木を処分していたときに、熊に襲われる事故がありました。村においても被害防止対策を徹底してほしいものです。本当に気をつけたいものです。

ところで、9月議会に質問しました観光面での舟橋村の顔、京坪川に架かる第3の橋の話は考えておられますか。当時村長は、前向きに検討、補助金の問題、河川管理者の県とも確認を取りたいとのことでした。

少しは話を前に進めておられますか。私は、舟橋村の名所として宣伝、出来上がればですね、関係人口の増加につながると考えます。

また、新聞でも報道されましたように、呉羽丘陵のフットパスが10月28日、一般開放が始まりました。時代が変わり、進んでおります。時が流れております。

それからもう一つ、ご存じのとおり、金沢駅の鼓門もしかりですが、当初は議論を呼びましたが、18年を経て、今では金沢の顔となりました。私もできた当時に見に行きました。そして、「何じゃ、これ」と驚いたんですが、一瞬、哲学の世界ですね。

村長に言いたいと思います。要求しない予算は永久につきません。なぜかと。相手が分からないから。要求して初めて、本人が分かると。

要望してから5年、10年はかかるといいます。したがって、継続して要望することが大事です。特に奇想天外の事業については、どのように要求するか。これは行政マンの腕次第です、やり方です。

ここに各市町の要望書があります。お見せします。これからの質問もそうですが、お配りできませんけども、ある市の要望書です（実物を示す）。ここには市長の名前、あるいは紹介者、国会議員、あるいは県議会議員の連名で要望を出しております。これは今言った市のものですが、名前は言いませんけども、町の問題、要望書ですね。こういうものもあります（実物を示す）。それから、自民党の地区の要望もあります（実物を示す）。先般、舟橋村にお願いした、舟橋村の要望書はどんなものかというものを見せてもらいました。幾つか参考にももらいました。ここにあります（実物を示す）。

要するに、要望しなきゃ、物は前へ進まんと、こういうことを言っておるんですね。何でも、これから私が質問するのもそうですが、そこら辺り村長は、よく分かってもらえるとします。

さて、「天災は忘れた頃にやってくる」ということわざがあります。今のご時世、何が起きるか分かりません。油断大敵であります。

村長は、村報にも掲載されておりますが、地方創生に関し、防災、交通安全の支援対応の覚書、災害時物資等の供給協定の数々、十数例ですかね、に及んで締結されております。

つい先日も、避難所に燃料を供給しようということで、小矢部市が石油組合と協定をしております。それから、中でも某会社、ファインネクスですね、某会社と災害時における一時避難所として施設の使用に関して協定を結んだことは、村民にとってありがた

いことだと思えます。

しかし、問題は、いろんな活用は、村民が避難場所に避難してからであります。まず、避難が先決であります。ソフト面、ハード面もそうです。ふだんの行動が村民の災害に対する意識の高揚につながると確信しております。

我が舟橋村に限って言えば、今年の7月13日未明に線状降水帯の発生であります。避難指示の発令による避難、役場3階大ホールに50名が避難に及んでおりますが、ふなはし荘の入所者には、私も最終的に確認しておりませんが、声をかけたんですかね、どうなんですかね。何か聞くところによると、あんまりかかっておらんような気がします。

災害には、今言ったように、地震、水害、土砂崩れ等々があります。村長は、このふなはし荘がまさに水害に遭おうとしたこと、平成30年7月、豪雨により高齢者等の避難開始が発令され、高齢者、ふなはし荘入所者・職員、一般住民等々約70名の方が舟橋会館に避難されたことをご存じですかね。

このときは、ふなはし荘入所者・職員、一般住民等々、全ての村民に避難を呼びかけております。

避難の対応は、時系列で一部もらいました。だけども、ここで問題点は、反省点が、舟橋会館に避難したんですけども、舟橋会館入り口にスロープがない。ふなはし荘の送迎車では、避難が追いつかない。時間がかかる。体育館に空調設備がない。会館にもです。

そこで村長にお願いですけども、これは釈迦に説法ですが、過去をやっぱり知っておられてかって、未来を語る。そういう歴史がある。

時の平成30年7月の豪雨のこと、ふなはし荘がもう少しで床上浸水になろうとした。私も行きました。玄関先まで、水がちゃぶちゃぶです。もう少ししたら、中へ入っていく。裏方の用水も、あと数センチで氾濫です。幸いにして雨はやみ、水は徐々に引き始めたんです。大きな水害、被害にならずに済んだんです。

なぜとってはあれですけども、この現象が起きたのは、1つは、ふなはし荘の建っておる場所、敷地ですね。あそこは海拔8メートルです。ちょっと想像してほしいんですが、役場の敷地は海拔11.5メートル。3メートル幾らの差がある。ふなはし荘は舟橋村でも一番低地、低い場所に建っておる。そうすると、一番災害が起きやすい。

2つ目には、白岩川付近の雨水、田畑の用水の水が、白岩川に合流して入っております。

す。平時はよいんですが、豪雨になると、ご存じのとおり、白岩川に注ぐ用水の水門が閉まります。これは当然川からの逆流を防ぐためですね。水門を閉めます。すると、水は行き場がなく、付近田園一带に滞留します。雨が降ると、どんどん田畑がプール化していく。先ほども言いましたが、当地は低地であります。したがって、もろに影響を受ける。

さて、今後どうするかということを考えますと、この教訓からして、ふなはし荘に第2のホール、避難を含めたホールを新築し、災害時の避難場所としてはどうかと、その当時、提案を行政当局にしたそうです。ところが、行政側は全く返答がない。そんなもん、知っとっかい。そこまではどうか知りませんが、そういう感じですね。

なぜかといいますと、聞きますと、そういうホールを造るときには3億円もの金がかかる、資金が必要と。

そこで、問題は、金がかかるからできない。そしたら、住民はどうなるんですか。ましてや、ふなはし荘は、歩いて避難できる人はよいんですが、歩いて避難できない、そういう弱者の調査、あるいは認知者も求めますけども、そういった者をどう守っていくか、どう対応していくか。

方法論としては幾つかあると思いますが、例えば、避難場所を別に考えるならば、人は避難場所まで移動しなきゃならん。そうすると、移動用の、身障者用大型バスを買う。あるいは空飛ぶ自動車があります、最近ね。簡易なヘリポートの設置ですかね。

しかし、この方法では一気に人を避難させることができない。時間がかかる。30人おれば、5人ずつかかっても、6回行かなきゃいけない。最後の人は避難できない、あわや危ないということも考えられる。

そこで、避難場所を当地、現在あるところと考えるとするならば、先ほどありましたように、避難用ホールの建設、あるいは2階建ての体育館といいますか、あるいはふなはし荘の敷地エリアを周りじゅう、約1メートルでもいいですが、そういった壁を造る。プールになっても、そこには水が入ってこない。そういう、その満杯になる前、壁を造っておけば、その間、相当時間があります。そうすると、ヘリコプターでもいいですけども、垂直避難ができる。

そこで、村民に災害、防災に対する意識の高揚、周知をどうするか。村は、ふだんの行動、村民の災害に対する意識の高揚、いろんな、講習会でもいいですけども、そういったことをやって、危ないよということを教える。危機管理意識をどのように教えるか。

そのために行政は何をするか、何をしておかねばならないか。

村長には、これからの注文ですが、視野を広く、全体を見ていただきたい。そして、大きなことに目を向けていただきたい。

先ほど見たんですが、議員の質問の中に、村長、1年を振り返ってということがありましたけども、村長になって1年です、村長ね。夢と希望のある村として、どうしていくか。新しいイベントもそうですけども、言い方は悪いですけども、若き青年村長、大志を抱けと言いたい。せっかく村長になられたのだから、どんどんやりましょうと。大志を抱いて活動してほしいというふうに思います。

ふだんの行動が村民の災害に対する意識の高揚につながる。村長に言っておるがですよ、たまに自転車で回られと。回ったか、回らんか知らんけど、私ね。

ふなはし荘は、今言ったように、舟橋村の舟橋地区に建立されております。村長からも、ふなはし荘の人を助けるため、全体を救うために各種団体に働きかけ、実現に向け邁進していただきたいというふうに思っております。

最後に、村長が某新聞の取材に対して述べておられました。新聞、2か所あったんですが、最初の新聞と後の新聞、みんな見ましたけど、6年度予算に対して自分のカラーを出したい。いいことですね。施策に対してスピード感を大事にする。挑戦心を重視すると言っておられます。

2年目となる令和6年に、舟橋村長はどのように変わるのか、どのように村を導かれるのか。

村長は、最初の新聞によれば、現時点で目標の4割の仕事を終えたと語られております。2つ目の新聞では、これと一緒にことは書いていなかった。後のほうの新聞がよかったと思いますけどね。そして、独自色に、乞うご期待であります。

少しくどくなりましたけども、村民にとってよき指導者であって、理解者となってもらうためによりしくお願いしたいと思います。

終わります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 5番森議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは、冒頭にお話にありました京坪川の橋の件につきましては、来年度以降、調査のほうも含め、当局側としても対応を進めてまいりたいというふうに申し上げておきます。

そして、ふなはし荘のくだりについてですが、本年7月12日、富山県内に線状降水帯が発生いたしまして、その影響による豪雨に対しまして、白岩川の水位が氾濫危険水位を超えたということは、皆様も記憶に新しいかと思えます。あわせて、河川用水の越水被害が発生するおそれが高まったという状況でございました。

舟橋村全域に、13日の午前1時45分頃に避難指示を発令し、役場3階ホールを避難所として開設いたしました。

避難指示につきましては、村内全域に発出しておりまして、まず、ふなはし荘への避難指示がなかったということについては、そういった事実はないということは訂正をさせていただきます。

ふなはし荘に対しましての避難等の連絡、情報共有に関しましては、施設長の方と複数回に連絡を取り合いまして、現状、そして今後の見通しについて情報共有を図ってまいりました。

特別養護老人ホームという性質上、入居されておられます方に対しては、発出をした時間が夜半ということもございましたので、夜半の避難行動はリスクを増大させる。そういった側面もありましたので、今回は職員の方を施設に招集いただきまして、施設内でも川から離れた広間で入居者の方を集めて待機するといった対応をいただきました。

また、地震等の際には、ふなはし荘は耐震構造を満たしていることから、施設から避難する必要性は低いかと考えられますが、今ほど申し上げました水害等の際には、入居されておられます方々のお体の状態等を勘案すると、速やかな垂直避難も困難であるというふうに認識しており、対策を講じる必要性を強く実感しております。

今後、ふなはし荘等をはじめ、同様に速やかな避難に障害を抱える事業所様からのご相談があれば、補助金等の支援を検討してまいりたいと考えております。

あわせて、先般、ファインネクス株式会社との施設の避難所利用の協定を締結させていただきましたので、その点も勘案し、村内一様の避難指示にとどまることなく、各種の災害ごとにおいて村民の方々に寄り添った対応を検討しながら、備えを強めてまいりたいと考えております。

7月13日の避難指示の際には、避難指示の共有、通知が村民の皆様に行き渡らなかったという問題も当局としては認識しておりますので、そういった点の改善も、令和6年度において進めてまいりたいというふうに考えております。

あと、将来を見据えた安心・安全な避難施設についてということですが、水害、風害、

地震など、各災害に対して必要な備えは変わってくるものと考えております。その全てを網羅する施設となりますと、大規模な施設の建設がおのずと必要になると考えておりますので、まずは個々の災害を想定した施設、現有している施設の利用をまず想定し、その上で不足になるものが生じてくるようであれば、近隣市町の協力体制の構築も含めて検討を図ってまいりたいと考えておりますので、そちらの点ご理解の上、以上、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 森 弘秋君。

○5番（森 弘秋君） 少し首をかしげたくなる答弁もありましたけどね。

さっき言いましたけど、天災は忘れた頃にやってくる。1年後に出るかもしれない。あした来るかもしれない。そういった認識が足りない。

先ほども言いましたけど、村長のふだんの行動が、いろんな仕事、村民の災害に対する意識の高揚、まずこれを上げてもらいたい。

この議論は、私からすれば、論をまたない。こんな議論をしておる余地はないんですよ。あしたどうなるか分からない。そういう危機感、ちょっと足りんがでないかなと、私はそう思います。

もう少し、先ほども言いましたけど、金がない。対応できない。だから、どうしたら金をもらえるか。どうしたら、国から、県から、補助金を取れるか。そういったことをやっぱりこれから、行政マンでしようが、私らはちゃんとやってほしい。そういうことをひとつ。

つい最近、世界各国でも水害が発生していますね。そういったことを考えると、何か危機管理意識が足りないような気がしてならない。いや、だから、どうするかと。真剣に考えんまいかと。皆さん、いかがですかというジェスチャーでもいいけど、そういうことをしてもらわんにゃ。ただ単に耐震をやったとか云々とか、それではないんですよ。

もう一回言います。天災は忘れた頃にやってくる。ここら辺を考えておれば、もっともっと危機管理意識があってもいいというふうに思う。ひとつ前向きで検討願いたいと思います。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 森議員の質問に改めて回答させていただきます。

まずは、厳しいご指摘、ありがとうございました。

天災は忘れた頃にやってくるということでございます。私自身、今後も決して忘れることなく、危機管理、そういった意識を自分自身高めてまいりたいと思います。と同時に、改めて村民の皆様にも、この天災に関しての意識啓発を行えるよう、様々な取組も進めてまいりたいと思います。

そして、予算がないからできないということは、今後、できる限り、もちろんなくすように、国、県に対して、使える交付金、助成金等を利用して、一刻も早く天災に強い舟橋村をつくっていけるよう取り組んでまいりたいと思いますので、議員各位の皆さんのご理解とご協力を賜りたいというふうに申し上げます。

以上です。

○議長（前原英石君） 4番 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 4番田村馨です。早速ではございますが、通告に従いまして、質問させていただきます。

最近喉の調子があまりよろしくなくて、ちょっとお聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願ひします。

まず、1問目は、本村における福祉灯油の実施についての質問であります。

さて、世界的な原油の高騰により、ガソリンや灯油の小売価格の上昇、そして食料品や日用品などの物価高など、影響が出ています。特に本格的な冬を目前にしての灯油の値上がりは大変切実でありまして、配達価格もアップしています。

さて、今年は暖冬傾向にあるとの予報がなされ、12月に入っても比較的暖かい日があるとはいえ、朝晩は大変冷え込みます。私のところにも、灯油を使いたいがやけど、ちょっと節約せんならんと。日中はなるべく灯油を使わんで、我慢しておると。風呂なんだけど、回数を減らしておると。そういうような切実な声が届いています。

そんな中、暖かく正月を迎えてもらおうと、福祉灯油を実施する自治体が全国的にも広がりつつあります。私ども日本共産党議員団でも、県内での福祉灯油の実施状況の把握に努めてはいますが、本村における福祉灯油の実施状況はどのようになっているのか伺います。

次は、グリーンリカバリーの推進について伺ってまいります。

さて、かつては環境か経済かという二項対立で捉えられていた環境問題でしたが、気候変動が要因と考えられる自然災害の多発や感染症の蔓延などの時代状況を考えると、もはや環境問題は経済発展と対極に存在するわけではなく、むしろ経済を維持していく

ためにクリアしなければならない必須命題と捉えるべき時代となってまいりました。

我が国においては、2050年温室効果ガス実質排出ゼロが宣言されました。舟橋村としても気候危機への対応について、改めて強い姿勢を示していくときではないかと考えます。

コロナ禍からの経済復興のための一つのキーワードとして「グリーンリカバリー」、これは訳して「緑の復興」という概念があります。グリーンリカバリーとは、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の経済に復興するのではなく、これを機に脱炭素型の循環型社会をつくるために公共投資をしていくことで経済復興を果たそうという政策であります。

ご存じの方も多いかと思いますが、EU、ヨーロッパ諸国では、再生可能エネルギーの普及や電気自動車への転換、航空機から鉄道輸送への転換などのための巨額のインフラ支援などが実施され、脱炭素化を促進しています。

しかし、残念ながら我が国では、これまでの新型コロナ対策、経済再生のための補正予算などの内容を見ると、脱炭素化に向けたメニューは乏しいのが現状ではないでしょうか。

子どもや孫が生存できる環境をつないでいくための、最後にして最大のチャンスとしてこのコロナ禍を捉え、今後は再生可能エネルギーの拡大やZEH対策、森林対策、そして排出量取引制度の推進などにしっかり予算を充てていくことが求められます。

これらに積極的に取り組み、内外に対し明確な意思を示すため、渡辺村長には、ぜひ舟橋村として気候危機宣言、またはゼロカーボンシティ宣言を発出していただきたいと考えます。また、宣言を出すだけでなく、それらの実効性を担保するために、村の地球温暖化対策実行計画の策定も必要と考えられますが、このことについての村長のお考えをお伺いいたします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 4番田村議員の福祉灯油についてのご質問にお答えいたします。

福祉灯油は、灯油、ガス、電気など採暖に必要な費用の一部を支給する事業であると認識しており、北海道の各地で事業が展開されております。

本村での福祉灯油の実施については、現在のところ、予定はございません。

今年度も、国の電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金を活用し、住民税

非課税世帯1世帯当たり3万円を支給させていただきました。

今は、今議会で上程させていただいている住民税非課税世帯への1世帯当たり7万円の追加給付が速やかにかつ必要な世帯に支給できるよう努力してまいりますので、ご理解のほどよろしくようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 4番田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今般、地球温暖化の影響により、地球規模においては年々平均気温が上昇してある状況であります。この状況に対し何らかの手だてを行うことがなければ、現時点で東京の真夏日は年間46日ですが、21世紀末には年間約103日が真夏日になると言われており、1年のうち3か月以上が真夏日になる未来が遠くないと言われております。

この危機的状況の中、国では2050年温室効果ガス実質排出ゼロが宣言され、富山県内においても、2023年9月29日時点において、舟橋村、入善町、黒部市、高岡市、砺波市を除く10市町が、2050年温室効果ガス実質排出ゼロに取り組む活動を表明しております。

当村においても、地球温暖化対策実行計画の策定の必要性は考えておりますが、いまだ、前段にございます温暖化対策実行計画策定業務ですら策定できていない状況であります。来年度において、まずはこの部分から策定し、基本計画を立てることを想定しております。

その上で、グリーンリカバリーの推進についてであります。欧米諸国などは国を挙げて脱炭素化を目指したインフラ投資に巨額の資金を上げており、日本と比べようがない額であります。

ただし、日本も脱炭素化を目指し、再生可能エネルギーに対するの予算も計上しており、国のこれらの事業を活用し、村でも将来的には予算を計上し、住民に周知していくことは、今後検討を進めてまいりたいと考えております。

同時に意識啓発においては、大きな予算もかけずとも図れるものと考えております。まずは環境問題に対するの正しい知識を持つことが重要であり、その点における住民の皆様への啓発活動、小中学校への環境問題についての学びなどを教育委員会とともに協議してつくってまいりたいと考えております。

議員各位におかれましては、以上ご理解を賜りますことをお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

まず最初に、福祉灯油の件についてお伺いします。

先ほども田中課長の答弁にもありましたとおり、この福祉灯油をはじめとした、いわゆる物価高の支援策等については、国のほうで特別交付税で措置をすると方向性が出ており、今回の議案のほうにも予算案として載っておるわけではありますが、やはり住民税の非課税の高齢者の方や障害者、あるいはひとり親世帯、生活保護世帯、まあ生活保護世帯の方は多分非常に少ないかとは思いますが、いわゆる生活困窮世帯の方に対して光熱費の援助など積極的な支援策を講じていただきたく思うんですが、改めて村独自としてこういった支援策というのを考えておられるのかどうか、ちょっと伺いたいと思います。

それと、気候変動、このグリーンリカバリーの推進について1つお伺いします。

先ほど村長の答弁にもありましたとおり、2023年の12月、今月現在、県内市町村でゼロカーボンシティの表明がなされているのは、私が調べた結果、12市町でございました。

中新川郡においては、立山町が2020年の10月、上市町が2022年の12月にそれぞれゼロカーボンシティを表明されております。

本村では、来年以降ですか、地球温暖化対策の実行計画というのを策定されるということでありましたが、答えられる限りでよろしいので、どのような内容となるのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 田村議員さんの再質問にお答えいたします。

福祉灯油などの支援策についてでございますが、今後、社会福祉協議会等とまた協議させていただいて、どのような支援ができるかは検討してまいりたいと思います。

以上であります。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 4番田村議員のご質問にお答えをさせていただきます。

今ほど申し上げました温暖化対策実行計画策定業務がこういったものになるかというご質問かなというふうに受け止めましたが、こちら当局側の脱炭素に向けての取組をどのように進めていくか、どういった指標を定めるか、その前段に舟橋村村内の二酸化

炭素の排出量等を調査をいたしまして、どのように進めていくかという基本的な計画を策定するという事を、令和6年度、進めてまいりたいというふうに考えております。

それを受けて、実施の計画が次いで出来上がっていくという認識でございますので、あくまでも基本的な部分の計画を策定するという事でご理解いただければと思います。

○議長（前原英石君） 田村 馨君。

○4番（田村 馨君） 答弁、ありがとうございます。

さて、この温暖化の問題なんですが、近年、地球、この温暖化の原因とされる気候変動の影響によりまして、世界中で甚大な自然災害が頻発しております。また、国内においても異常気象に見舞われるなど、住民生活にも大変、これ、大きな影響が及んでおります。

地球温暖化対策のこの計画の策定、そしてまた国の補助金なんかも活用しながら、DXやSDGsとも絡めながら、カーボンニュートラルを舟橋村としても強力に進めていただきたいと思います。

また、福祉灯油等々の物価高対策についてなんですが、今後、とりわけ寒さが厳しい冬を迎えます。全ての住民が暖かく過ごすことができるように、そして無事に正月を迎えていただけるように、ぜひ実施をまた今後とも検討していただきたいと思います。

それでは、私からの質問を終わります。

○議長（前原英石君） 1番 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 1番小杉知弘です。本日は、通告どおり2点質問をさせていただきます。

まず、1点目は、鳥獣被害を防止するための取組について、村の今後の取組の方針及び補助金などの活用についてお伺いさせていただきます。

鳥獣被害と聞いて今年最初に思い浮かぶのは、ツキノワグマの被害ではないでしょうか。県内における今年の熊の目撃回数は昨年より2倍以上となり、多くの死傷者が県内で発生しました。11月1日には、本村に近い常願寺川公園内で熊が目撃されています。ご利用をされている村民の方も少なくないと思います。

幸い本村では目撃情報、痕跡共になかったようですが、先ほど森議員もおっしゃっておられましたが、私を含め、多くの村民の方が朝夕において警戒をしていたものと思われます。

また、村内の豊かな自然のおかげで、村内では多くの野鳥に出会うことができますが、竹内にある竹内神明社ではサギの繁殖による被害が発生しており、近隣住民が鳴き声による騒音やふんの臭いに悩まされています。

竹内神明社は竹内天神堂古墳として立山黒部ジオパークに指定されており、教育的な観点からも環境を整備する場所であると思います。また、サギが生息することで、村内の水田における稲の踏み倒し被害の増加も懸念されています。

熊とサギ、どちらの対策も何か一つの対策を行えばよいというわけではなく、様々な方法で継続的に行う必要があると考えますし、周辺地域との連携、鳥獣保護法など各種法律との整合など不可欠であり、村の関与が必要だと思います。

また、対策に係る財源の確保も容易ではないと思いますが、政府の鳥獣被害防止総合対策交付金など、このような用途において貴重な資源となり得ると考えております。

本交付金は前提条件として、村が被害防止計画を作成する必要がありますが、鳥獣の捕獲、侵入防止柵の整備、生息環境管理、処理やジビエ利活用への支援など、多くの事業に活用できるようです。

子どもたちが安全に登下校できる、また村民が安心して生活できるような熊対策、周辺住民が快適に暮らせるようなサギ対策を目指して、村の今後の取組についてお伺いしたいのが1点目の質問になります。

2点目の質問は、物価高騰対策及び農業者支援を目的とした、村民への本村産の米の無料配布を検討していただきたいという内容になります。

公的年金が3年ぶりに増額となり、前年度と比べ、68歳以上は1.9%増、67歳以下は2.2%増になることが決まりましたが、物価上昇を考慮すると、実質的には0.6%の減少になるそうです。

総務省が毎月発表している消費者物価指数も、今年10月の総合指数は前年同月比3.3%の上昇だったと発表され、相変わらず物価上昇が続いております。

本定例会においても経済対策として、非課税世帯等特別給付金事業として補正予算が組まれておりますが、経済対策は全世帯に必要だと考えています。

支援の方法として、本日は給付金ではなく本村産の米を配布する提案をさせていただきます。

その理由は2つございます。1つは、村内の米農家さんへの経済的支援が期待できるという点です。そして、2つ目は、舟橋村で生産されたお米に愛着を持ってもらうこと

で、今後の消費拡大に寄与できる可能性があるというものがもう一つの理由でございます。

お米農家さん、または知り合いにお米農家さんがいる方を除くと、多くの村民が舟橋産のお米を実は食べていないのではないのでしょうか。

現在、村で生産された一部のお米は、本村のふるさと納税の返礼品にもなっています。全国に舟橋村のお米を知ってもらうためにも、まずは村民全員がその味を知り、愛着を持ってくれることが大切だと思います。米の消費は減少の一途をたどっているようですが、地元のおいしさを知ることで消費拡大にもつながるのではないかと考えています。

昨年富山市では、子ども1人当たりに対して10キロのお米がプレゼントされました。本村におきましても、経済的支援及び村内農業者の支援、さらには米の消費拡大を図るため、実施を検討していただければ幸いです。

私からの質問は以上です。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 1番小杉議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まず冒頭に、周辺地域における熊の出没時の対策についてであります。近隣市町に確認しましたところ、マニュアル等はなく、基本的に役所に目撃情報が入り次第、猟友会、警察に連絡を入れて各機関がパトロールを開始するという形で対応しているということ伺っております。

続いて、鳥獣被害防止総合対策交付金についてですが、交付金の主な対象としては、イノシシの侵入防止柵の設置費用、おりの管理費用、熊の捕獲の際に支払われる報償費、鉄砲玉代などのイノシシ、熊の捕獲に対しての交付金、狩猟団体への継続的事業なものが事業対象となっておりますが、当村の鳥獣被害状況については、当村は現状、イノシシによる農作物の被害もない状況であります。次いで、熊については現在、発生確率が低く、当村は、富山県鳥獣保護区域内、特定猟具使用禁止区域に指定されており、基本的に銃の使用は禁止されておりますので、鳥獣被害防止対策交付金についての活用を満たせないため、現状は検討しておりません。

ただし、今年度、熊が多発しており、村の対策としては、令和3年度に立山町、上市町と広域協定を結んでおり、熊が出没した際には、立山・上市両町に連絡をし、猟友隊に捕獲の対応を取っていただく体制を整えております。あわせて、当局としては住民の皆様への注意啓発活動を舟橋村猟友会と今後も行っていきたいと考えております。

そして、ご指摘にもございましたサギ対策につきましても、先ほど述べましたとおり、継続的事业ではないという観点から、鳥獣被害防止総合対策交付金の交付対象とはならないということを確認が取れております。

しかしながら、ご指摘の被害防止計画を策定した上で今後サギ対策を行えば、よもや交付金の対象となるやもしれないので、そちらの点、改めて当局としても調査を行い、必要であればこの計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

そして、村民へのお米の無料配布について、お答えをさせていただきます。

先だって当村の物価高騰対策としては、国の交付金を活用し、小学校、中学校への学校給食への一部補助（2,400円）を今年度末まで行うこととしております。また、農家支援においては、物価高騰、異常気象の影響による1等米比率の低下の対策として、こちら、国の交付金と村費を合わせて10アール当たり3,000円の補助を予定しております。

舟橋産のお米の消費拡大という観点においては、明確に舟橋産のお米を購入できる箇所は、農事組合法人東和及び株式会社ALIVE-21のみとなっております。その他の舟橋村の農家の方が作られたお米についてはJAアルプスに集荷となっており、結果、舟橋産であるのか否か不明瞭な状態での市場の流通となっておりますので、現状で舟橋産米の消費拡大の推進は、特定の事業者様にて生産されたお米の需要拡大のみにとどまってしまう点において、舟橋産米の配布は難しい状況であると判断しております。

米に限らず、総じてお米の消費拡大という点については、舟橋小学校の総合学習の中での田植体験や、今年度からは、舟橋村食生活改善推進協議会との舟橋産米（米粉）を使ったどら焼き教室などを実施し米の普及促進活動を行っており、今後も継続して実施したいと考えております。

したがって、米の消費拡大に対しての無料配布については、検討の余地はあるものの、舟橋産米の消費拡大という観点においては難しい状況ではありますが、舟橋で米作が広く行われているということを知ってもらうために、学校や諸団体とタイアップし、農業者とのつながりを構築、普及促進啓発活動を行っていきたいと考えておりますので、ご理解のほど賜りますことをお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 小杉知弘君。

○1番（小杉知弘君） 答弁のほう、ありがとうございます。

熊、それからサギの被害について、予防、それから注意啓発活動を進めていただくこ

とと被害防止計画の策定のほうをよろしくお願いします。

特にサギに関してですが、恐らくなんですけど、特定の地区で対策をした場合、サギがいなくなればいいんですけども、どうしても動物なので、ある場所にいたのを追い払ったら、今度、村内のまた別の場所に行ってという形で、継続的にやっぱり村全体で取り組んでいかなければいけない問題になると思います。

ぜひとも被害防止計画のほうは策定していただいて、村として、村全体の鳥獣被害に対してどのように向き合っていくかということを今後も進めていただければと思います。

すみません、質問ではなく意見です。

○議長（前原英石君） 3番 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 3番加藤智恵子です。よろしくお願いします。

通告のとおり、私からは2点質問させていただきます。まず初めに、村長就任1年で実践してこられた主な取組と成果、そして今後3年間の計画内容と目標設定値をお伺いします。次に、認知症の人とその家族に優しい舟橋村にするための2点を伺います。

まず、村長就任1年の中で、いろんな業者、全部で八つ以上かな、公式サイトとかいろんなところとの提携を行われてきたわけですが、AIを導入して、村公式サイト閲覧者のニーズに沿ったウェブサイトの運用の実現と住民サービスの向上を目指して、今年8月3日、舟橋村は株式会社コウズと締結式を行いました。

そこで、私もAIに、就任1年目の村長に聞きたいポイントを質問しました。もちろん少し編集はしましたが、それが以下のとおりになります。

一つ、1年間で取り組まれた主な成果と達成点は何でしょうか。どのようなプロジェクトや取組が成功しましたか。

二つ、村の直面している主な課題や問題は何でしょうか。それに対処するためにどのような取組が行われましたか。

三つ、他の自治体や機関、団体との連携はどのように進んでいますか。協力関係の構築や維持について教えてください。

四つ、村の予算や健全性について、予算の重点項目や効果的な予算の使い方について。

五つ、舟橋村の将来の発展計画や目標について、これからの任期3年間でどのような地域発展計画がありますか。

六つ、住民参加がどれだけ行われていますか。住民の声やフィードバックをどのよう

に受け入れ、反映していますか。

これらの質問を通して、村民の皆様は渡辺村長さんのリーダーシップや村の将来に向けた展望について深く理解していただけることと考えます。

次に、認知症についてです。

認知症は、今やがんを抜いて一番かかりたくない病気になりました。認知症になりたくない理由は、徘徊、つまり認知症の人の独り歩き。外出中、迷子になりやすい。おかしな行動。自分らしくいられなくなる。家族や周りの人たちに迷惑をかけるなどのイメージがあるからと言われています。

認知症は、高血圧症や糖尿病などと違って、買物や散歩など日常生活ができなくなる病気です。そのため、家族だけでなく、認知症に理解のある地域社会になることが期待されています。

住み慣れた地域で安心して暮らすためには、ふだんの生活に欠かせないスーパーやコンビニ、銀行など、事業所の理解と協力も欠かせません。そのため、事業所の方たちに認知症サポーター養成講座を受講し、認知症サポーターになっていただくことが推奨されます。

富山県内の先進事例として、高岡市や射水市があります。高岡市や射水市では、認知症の方が安心して外出できるような対応や環境づくり、支える家族への支援など、取組を実施している企業、店舗を増やすことを目的に、養成講座を修了した事業所に「認知症の人にやさしいお店」ステッカー等を交付しています。

本村も村内全体に認知症の方とその家族に対するサポート体制が行き届き、より包括的な支援体制を築くことが村民の幸せにつながると考えます。

今後さらに高齢者が増えて、認知症の方に必要な施策が必要になることが予測されます。村内の高齢者から、老後に明るい見通しが持てず、何となく不安だわと言われる方が少なからずおられます。

今年6月14日、認知症基本法が成立しました。「この法律は、我が国における急速な高齢化の進展に伴い認知症である者（以下「認知症の人」という。）が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策（以下「認知症施策」という。）に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、及び認知症施策の推進に関する計画の策定について定めるとともに、認知症施策の基本となる事項を定めること等により、認知症施策を総

合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（以下「共生社会」という。）の実現を推進することを目的とする」とあり、認知症基本法の最終的な目的は、認知症施策を推進することによって、認知症の人を含めた国民一人一人が個性や能力を発揮して互いに尊重し支え合いながら生きていける活力ある社会をつくることにあります。

「地方公共団体の責務」として、第5条には「地方公共団体は第3条の基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する」とあります。

参考までに、「基本理念」。

第3条 認知症施策は、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

- 1 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができるようにすること。
- 2 国民が、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができるようにすること。
- 3 認知症の人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものを除去することにより、全ての認知症の人が、社会の対等な構成員として、地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるようにするとともに、自己に直接関係する事項に関して意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその個性と能力を十分に発揮することができるようにすること。
- 4 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供されること。
- 5 認知症の人に対する支援のみならず、その家族その他認知症の人と日常生活において密接な関係を有する者（以下「家族等」という。）に対する支援が適切に行われることにより、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができるようにすること。

舟橋村には、この地方公共団体の責務、つまり認知症施策を総合的かつ計画的に策定し、実施する責務を果たすために条例の作成が急務であると考えます。

そこで、行政が中心となって、認知症当事者とその家族や地域の住民、事業所などが一緒になって認知症条例の策定をしていただきたいと思います。

最後に、参考資料として、これは射水市の事業所なんですけども、認知症サポーター養成講座を事業所の方に受講していただきます。そして、その後に、認知症の人にやさしいお店ステッカーを交付します。スマイルバッジみたいな、そういう缶バッジよりちょっとちっちゃい物です。

そして、この参考資料の写真がありますが、これは、たまたま私が射水のその事業所に指定されているという名簿を見て、そのお店に行って、こういうことについて伺いたいですけどと言ったら、はいはい、分かりましたという感じで、いろいろ説明してくれました。

それで、おととしから、まず最初に、少しずつ仕事の中に認知症サポーター講習会を、正職員から順番に聞いてきて、今年も何人かは聞いて、来年度は、ほとんどレジの方に認知症サポーターとして、受講して活躍していただく予定にしていると言われます。

それで、高岡市もほとんど一緒に、高岡市は2021年から、認知症の人に優しいまちをと、高岡市パートナー宣言事業所というのを指定されています。

これは、ちなみに、「高岡市は認知症バリアフリーを推進する一環として「たかおか認知症パートナー宣言事業所」を開始した。交付式で、角田市長は「認知症に対する心のバリアフリーをひとつずつ丁寧に進めたい。一人一人の意識を変え、認知症の人が、人とつながって安心して暮らせるまちを目指したい」と述べた」、新聞記事より。

以上です。どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 3番加藤議員のご質問にお答えをさせていただきます。

ご質問が大変多岐にわたっておりますので、大枠に沿って答弁をさせていただきたいと思います。

就任以来の主な成果や達成点について、いまだ任期1年を経過したところであり、自身としては、大きな成果は達成されていないという認識でございます。

この「成果」という言葉は、私自身、他市町の現状と比較してという意味合いで成果というふうに使いました。ですので、そういうご認識をいただきたいというふうに思います。

他の市町では、例えば整っているが、しかし舟橋村では未達な状況であるもの。そういったものを中心に、この1年間、まずは取組を進めました。1つには、防災のことも例として挙げられると思っております。

その上で、1年をやってみてその不足を認識できたということは、一定程度の結果として得られたと認識しております。不足を知る、足るを知ると言えばいいんですかね、できているところ、できていないところを認識できたというのは、私自身の、結果として得られたものだというふうに思っております。

今ほどのような答弁をするとちょっと語弊があるかもしれませんが、一方だという部分においては、基礎自治体としてやるべきことにつきましては、職員の皆様のご尽力もあり、無事に対応が行えているものというふうに感じております。いわゆる及第点には達しているという認識でございます。

今後は、この1年間を踏まえて、公約の実現に向けての取組自身を進めていくことのみならず、実現の前段にある、不足している状況を満たしていくことに注力していきたいと考えております。

別段の私見にはなりますが、職員の方々の意識変革や行動変革については、少しばかりの変化は起きているものと実感しております。詳細は割愛させていただきますが、職員間の対応の変化や業務改善に対する意識変化が見受けられております。

まだまだ全ての職員の皆様というわけではありません。ですので、この変化の起因となっていると私自身が捉えております人事評価、360度評価や面談、そういった機会の創出は今後も継続的に行ってまいりたいと考えております。

あわせて、この1年間はできる限り幅広い視点で、そして俯瞰的に日々の職務に当たってまいりました。以前であれば、村長という立場上、深く関わるべきではないとされておったことであっても、関わるべきではない理由がない限りは、過去の常識として、自身としては積極的に関わってきたつもりでございます。

そのおかげもありまして、注力すべき事案に気づけたことも結果の一つであったと感じております。先般より進めておりますふるさと納税については最たる例だと感じております。自治体の財政においては言わずもがなではありますが、地域の農商業の発展にもつながるこの制度をさらに利活用するべきと改めて強く認識しております。現時点において存在する物を返礼品にするのではなく、いかに返礼品をこの舟橋村で生み出していくのかという考えの下、今後取組を進めてまいりたいと考えております。

次いで、地域の課題に関してですが、特段という点で申し上げるのならば、交通弱者の方に対しての支援が挙げられると思います。

この舟橋村の人口動態を見ますと、十数年以降には高齢化が現実的に加速してまいります。それ以前にも、お体のご都合の有無にかかわらず、一定数の移動困難の方がおられるというのが舟橋村の現状であります。

本年度は、役場内及び関係各所と定期的に情報の共有及び協議を継続しております。

令和6年度には、公共交通方策の実施に向けて、地域公共交通計画に向けて取組を進めてまいりたいと考えております。

ご質問にありました影響についてはという部分においては、実施ができておりませんので、現状において、特段影響はないというふうに感じております。

他自治体や組織との連携については、自治体間の連携については、大変申し訳ございませんが、未着手となっております。こういった協力関係が必要なのか等々においては、私自身、幾つか認識して得られたものがございますので、こちらは今後、近隣の市町をはじめ県内外の自治体と協力ができるものは着手してまいりたいと考えております。

そして、組織との連携については、本年進めてきております防災の観点で協力を既に打診しております。年明け以降になります。できる限り早期の段階で組織との関係構築を実現したいと考えております。

続きまして、予算と財源については、令和4年度健全化判断比率及び資金不足比率報告書を基にの説明となりますが、実質公債費比率においては、令和2年は11.1%、令和3年には10.3%、令和4年は9.6%と低減しておる状況であり、早期健全化基準とされます25%を大きく下回っている状況であります。

本年は学童保育施設の増築等を実施しておりますが、償還分を踏まえると、この数字は大きく変動しないものとして想定しております。同時に将来負担比率についても、令和2年度は104.8%、令和3年度は74%、令和4年61.1%と低減しております。こちらは早期健全化基準350%を大きく下回っておる状況であります。

以上の財政状況を踏まえてになりますが、効果的という点においては、今後、舟橋村の未来のビジョン等に準じた施策へ重点的な配分が望ましいと考えております。

そして、舟橋村の発展計画についてのご質問になりますが、若干ご質問が漠然としておるように私、受け止めました。ですので、私の発展のビジョンについてお答えをさせていただきます。

村の発展の一つの指標となるものとして、人口数という数値が挙げられると考えております。人口については、今後も継続的な微増を目標に据えております。先ほど申し上げましたとおり、今後十数年後には現在の50代の方々の高齢化として現れ出す状況であることに対しては、現在30代より若い世代の方のUターンや移住が一定程度必要であると考えております。

以上を踏まえて、高齢化の影響が顕著に現れることを踏まえての高齢者向け、そして30代より若い世代の方のUターンや移住という観点においては、若年層世帯向けの優しい舟橋村と感じていただける施策が必要になってくるものと考えております。

その他として、現在農業委員会を中心に地域計画策定に向けての取組にも着手していただいております。農業分野における諸問題の解決の道筋が一定程度明確に示されれば、おのずと農地とそれ以外の地域の線引きができるものと考えております。その一定程度明確になる時期が来るまでに、農地以外の地域においてどのように舟橋村の発展に寄与できるかという点についても検討を重ねて進めてまいりたいと考えております。

最後に、住民参加とフィードバックについてになりますが、現在住民の方々が積極的に行政参画をいただけている状況という認識はございません。本年実施したタウンミーティングを継続的に実施していく必要も感じておりますが、その前段として舟橋村政の情報発信及び村民の方々からの相互の意見交換については、来年度、新たな取組に向けて調整中であります。

より多くの方に舟橋村政を知っていただく努力と参画に向けての様々な手法の導入は積極的に進めてまいりたいと強く感じております。

あわせて、二元代表制でもあります議会におきましても、当局と足並みをそろえていただける部分に関しては、今ほど申し上げた、特に行政参画やフィードバックにお力添えを賜りたいと願っております。

以上、雑多な答弁となりましたが、ご質問の現時点での回答とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 3番加藤議員の認知症についてのご質問にお答えいたします。

議員お見込みのとおり、住み慣れた地域で生活していくためには、地域で関われる人を増やしていく。そのためには認知症についての知識を得ることが重要であると考えます。

そのため、今年度、舟橋村地域包括支援センター協力の下、舟橋村職員向けに認知症サポーター養成講座を開催いたしました。窓口や地域活動で住民の皆様と日々接することがある職員から理解を深めようと、会計年度任用職員や出先機関の職員を含め、3日間で計42名の職員が受講いたしました。

今後、村内の事業所に拡大していくことを検討させていただきます。その上で、議員ご指摘の「認知症の人にやさしいお店」ステッカー交付事業などにつなげていきたいと考えております。

また、令和4年度より中新川広域行政事務組合主導で、上市町、立山町と共同で認知症ステップアップ養成講座を開催しております。養成講座受講者は、オレンジメイトとして、自分なりの方法で認知症支援を行っていらっしゃいます。おれんじカフェで居場所づくりを行ったり、啓発劇を行ったりと、様々な形での支援ができつつあります。

それらの方々と活動を行い、舟橋村としての認知症の在り方を検討した上で必要と判断した際には、条例化等についても検討してまいりたいと考えておりますので、議員のご理解を賜りますことをお願いし、答弁いたします。

○議長（前原英石君） 加藤智恵子君。

○3番（加藤智恵子君） 今ほどは丁寧なご回答というか、ありがとうございました。

1年間だから、あんまり、全体を見るだけで精いっぱいだと普通は思うんですけども、精力的にSNSとかでチェックしている人はチェックしているので、すごいよねと。大抵の方は、ここでごまをする気はないんですけども、欠点が見つからんねと。だからこそ余計に質問するときはちょっと細かく、そういうのに沿って説明していただくと、人となりとか、特に今後、1期のうちのあと3年間がどういうふうに動いていけるのか。そして、信頼できる方となると、一生懸命施策を考えてくださっている村なんだということが分かると、漠然とした不安なんかも解消されるんじゃないかと考えています。

また今後とも、どうぞよろしく申し上げます。

ありがとうございました。以上です。

○議長（前原英石君） ここで、暫時休憩いたします。休憩は11時30分までといたします。

午前11時24分 休憩

---

午前11時30分 再開

○議長（前原英石君） ただいまの出席議員数は7人です。定足数に達していますので、休憩前に引き続き会議を開きます。

2番 古川元規君。

○2番（古川元規君） 2番古川元規です。

まずは、先日ご逝去をされました前早川教育長の生前のご実績と舟橋村への貢献に敬意を表するとともに、深く哀悼の意を示させていただければというふうに思います。

同じく先日、竹鼻環境保全会が富山県から表彰されまして、それも前早川教育長のご理解と活動のたまものではないのかなというふうに思いますし、共に公園の草刈りをした日々、また懐かしく思っております。

さて、私からは通告のとおり2点、除雪業務についての質問をさせていただければというふうに思っております。

除雪業務委託における基本待機保証につきましてでございます。

昨今、暖冬傾向にあります。そしてまた本年も暖冬の予測というふうにされておりますが、一方では暖冬であっても急に多量の降雪に見舞われる、いわゆるどか雪というものには注意していかなければならないというふうに警鐘も鳴らされております。

このように異常気象が恒常化しているにもかかわらず、これまで除雪業務を主に担ってきた建設業の人手不足、これに悩まされております。今後も、現状の除雪体制を維持し続けることができるかどうか未知数となってきているという話も聞いております。

例年、自民党青年局のほうと富山県建設業協会青年委員会との意見交換を行わせていただいております。国や県の除雪業務は基本待機保証がされているので、業者としても作業員の確保がしやすい。一方では、各市町村の除雪業務については、基本待機保証がないため除雪体制の維持が困難になってきているので、何とかしてくれないかという意見を、これは毎年同じようにいただいております。

また、待機保証がなされることで、これまで除雪業務を行うことが困難であったと、なかなか参入ができない、そのような個人や業者においてもその参入を促す、そのような効果が期待できるのではないかと考えております。

もちろん待機保証を行うことで多額の費用がかかることは想像に難くないことではございますが、それでも除雪体制の維持ができなくなり、有事の際には交通網の麻痺や

家屋の倒壊などの損失が発生し、村民の生命と財産に多大な影響を与える可能性があります。

富山市議会におきましても、新聞によれば、久保議員でしたか、が待機保証についての議論をしておられました。水面下ではそのような話をしているという話も聞いております。

当村におきましても、今から待機保証についての是非を、今年はまだあれかもしれないですけども、この是非について検討を進めていくべきであるというふうに考えます。当局のお考えをお聞きしたいと思います。

2点目につきましてでございます。こちら除雪業務の委託について、燃料費の高騰とアドブルー補充についての質問をさせていただければというふうに思います。

除雪業務委託には、各重機の燃料やアドブルー、これは尿素水ですね、補充に関する費用も含めたものとなっている、一括したものとなっていると思うんですけども、昨今の燃料費高騰につき、その負担も大きくなってきているというふうに聞いております。また、最近では、環境配慮のため、重機にアドブルーの補充も必要となってきております。

それでも、アドブルーの補充の必要のない古い機械を使っている業者と新しい機械を使っている業者で同等の金額ではちょっと不公平なのではないかというような声も除雪業者のほうから聞いております。

その点を踏まえまして、本年における対応の現状と、それに併せて、今後の展望についてお聞かせいただければというふうに思います。

よろしく願いいたします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 2番古川議員の除雪業務における基本待機保証についてお答えいたします。

私の考え方といたしまして、除雪業務は地域貢献、社会貢献で対応をいただいているという概念があります。真夜中の出動及び不規則な対応等、大きなご負担を担っていただいております。除雪業者様に対しては敬意を払い、対応を心がけております。

舟橋村の現在の除雪体制についてであります。降雪予報の精度が向上していることから、夕方に除雪出動の可否を決定し、深夜12時頃に担当から業者等に電話連絡して出動要請を行っております。時間を拘束することはないため、待機時間はないものと考

えております。

過去において、除雪業者と担当者が深夜の除雪出動の可否を検討したときは、協議した時間も出動したとみなして支給しておりました。

また、日中の急な降雪に対応する場合においても、待機に相当する時間については、その時間分も請求していただくこととしております。

最近では、高齢化していくオペレーターさんの後継や協力していただける業者さんの減少が今後の課題となっております。新たな担い手の確保や道路改良等により、除雪区間の減少を検討してまいります。ただ、雪国の宿命で、機械除雪がなくなることはないと思っております。

続きまして、燃料費高騰とアドブルー補充についての質問にお答えいたします。

舟橋村で委託契約を行っている除雪作業は、県の単価を参考にしております。業者等が保有する機械を借り上げて作業を行う場合、支給される委託料の中に燃料費を積算した項目があります。その中には、油脂類及び消耗品類を含むとあります。よって、消耗品類にアドブルーは含まれており、計上されているという認識であります。

一方、役場が除雪機械を借り上げて業者に貸与する方式が最近が増えております。この貸与機については、排ガス対応・非対策等単価は別々に設定しておらず、委託料の中に含まれていないという解釈でございます。

村が貸与している機械は6台あり、そのうち3台はアドブルーを補充しなければならない機械となっております。委託料の中には含まれておりませんので、対象となっている機械の業者等から請求があった場合は、村で支払いたいと考えております。

今後も、議員ご指摘の待機保証を含め、オペレーターの業務軽減に向けて、作業を担う方の声を聞いて除雪業務を行ってまいりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 古川元規君。

○2番（古川元規君） 今ほどは、ご答弁ありがとうございます。

ちょっとよく理解できなかった部分がありまして。天気予報が向上してきている。これはいいことなんですけれども、深夜の12時に出勤かどうかを伝えていて、出勤した場合は、その待機していた時間についても料金を支払っているというようなお話だったかと思うんですけど、じゃ0時まで待機して出勤がなかった場合はどうなっているのかというのを確認させていただきたいのと、0時まで待機していることが待機じゃないで

すというような内容だったかと思うんですけど、いや、0時まで待機しているのは待機だと思っただけです。例えば、私ごとであれですけど、お正月とかはやっぱりお酒を飲みたいですし、お酒を飲まずに待機しているというだけでも、それはもう拘束時間だと思っただけです。どういう理解で今ほどの答弁だったのか、いま一度お尋ねしたいなというふうに思います。

それと、燃料費とアドブルーの件なんですけれども、燃料費に含まれているということなんですけれども、業者によって算出される料金が違うということなのか。最後のほうに言われた、請求があった場合は払うけど、特にそこは標準のときには差別していないよということなのか、もう一度お聞かせいただければと思います。よろしくお願ひします。

○議長（前原英石君） 生活環境課長 田中 勝君。

○生活環境課長（田中 勝君） 古川議員さんの再質問にお答えします。

除雪体制についてであります。夕方に除雪出動の可否というのは内部だけの判断でございまして、私以下、課員とともに予報を見まして、今日は出そうだとすることを決定いたします。それで、業者さんには内々にお伝えするがですけど、そこでは、まだ出動するとかしないとかという話は出ておりません。実際、深夜12時過ぎに再度積雪を観測して、出てくださいというお願いを行っております。

これについて、その時間が待機ということになるかどうかというのは、ちょっと私どもとしては、時間を拘束しないということで、待機時間には当たらないものというふうに考えております。

あと、もう一点、アドブルーの件でございます。

アドブルーは今現在、除雪業者とオペレーターさんが、自前で用意される方は、燃料費と、油脂類の中に含まれるということで、一方、除雪機械を借り上げているほう、今、仏生寺の細川の左岸側に機械が置いてございます。6台ございまして、そのうち3台はアドブルー。昔の機械は、アドブルーは補充しなくても大丈夫ということで、それについて回収せんでもいいがですかという話をしても、そういう回収させる義務もないようながですよ。結局、そっちの新しい3台のほうはアドブルー対応ということで補充をしなければいけないんですけど、その委託料の中に入れておりませんという解釈なんですよ。それで、除雪して、アドブルーは今補充されているんですけど、少なくなったりした場合、もし補充していただいた場合は、うちのほうからお金を出ささせていただくとい

うことで考えております。

以上になります。

○議長（前原英石君） 古川元規君。

○2番（古川元規君） 再答弁、ありがとうございました。

その待機料については、解釈がちょっと違うんだなというのは感じたんですけども、そこら辺、ネックにならなければいいんですけども、引き続き他の市町の流れ等も見ながら、またそこは継続的に検討を進めていただければなというふうに思います。

また、アドブルーについては、実際にちょっと不公平感があるという声を聞くということは、恐らくその支払うよということが、いまいち伝わってないのかなというふうに思いますので、その辺またしっかりと業者さんに伝えるように考慮していただければなというふうに思います。

これは質問ではないので、意見として述べさせていただきます。

ありがとうございました。

○議長（前原英石君） 6番 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 6番竹島貴行です。

私は今回、質問としましては、村は災害にどう対峙するのか、そして議会はという、そういう冒頭の事項を掲げさせていただきました。この質問につきましては、冒頭で森議員がされた質問とかぶる部分もありますが、私は私の視点で質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

私はこれまでも防災に関して質問を重ねてきましたが、私の思いが通じた記憶は、残念ながらありません。しかし、今回は、渡辺村長が就任されてから、防災に対して関心を持って積極的に取り組んでいらっしゃると思うことから、改めて防災に関する質問をさせていただき、非常時における村の対応を議論したいと思います。

自治体で非常時の対応を平常時において冷静に考えることが重要と考え、私は直近で防災に関する研修を重ね、見識を広げることに挑戦をさせていただきました。

村長も議員も村民の代表であり、災害時には村民の生命、財産を守る責任があります。また、災害時の対応は自治体としての真価も問われます。ここで言う自治体とは、村長を中心とする行政組織と議員で構成される議会組織です。日頃から車の両輪に例えられる村長と議会議員それぞれが切磋琢磨し、村民の代表としての責任を自覚し、災害時に村民の生命と財産をどう守るのか、そして責任をどう果たすのかを考え、議論すること

が今回の質問の趣旨であります。

村長を中心とする行政サイドは、災害対策基本法に基づき舟橋村防災会議が設置され、地域防災計画を策定したと明記されております。計画の目的は、舟橋村、富山県、指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関が、その有する全機能を有効に発揮して本村の地域における災害予防、災害応急対策及び災害復旧を実施することにより、本村の地域、そして住民の生命、身体及び財産を災害から保護することになっております。そして、計画の中の一例として、2020年に想定最大規模の洪水ハザードマップが公表され、村民に自助対応を啓発しております。

ハザードマップはこの資料であります（実物を示す）。皆さんにもお配りしているかと思っております。

また、村長は積極的に民間との災害連携協定を進められています。私はこれまで防災対策についての質問をしてきましたが、改めて村のハザード情報が的確に村民へ伝わっているか、村民のため企業との防災協定内容が村民に理解される必要はないか等を1つ目の質問として、村長や担当課長に見解をお聞きしたいと思っております。

担当課長には、村が各世帯へ配布し、村のホームページでも公開している洪水ハザードマップで、村民に何を伝えようとしているのか、要点を説明いただきたいと思っております。

私の目には、想定最大規模の洪水時に浸水が村全体に及ぶこと、そして避難所も浸水し、避難経路である道路も浸水するというイメージにしか見えません。これを見ると、一目瞭然であります（実物を示す）。

多分、ハザードマップのとおり、村全体が浸水した状態において、避難所には村民が避難しているのですが、その際の避難所は孤立状態です。

私が研修で、他の自治体がハザードマップにいろいろと工夫を加え、進化させている事例を見てきました。これも防災意識の高い自治体と、そうでない自治体に大きな差が生じていると感じました。しかし、自治体の使命は基本的に同じであると考えます。

災害時の基本となるのは情報です。村長や議員は、地域防災計画の趣旨から、村民の命、財産を守る責任が問われますが、村民自身の立場から考えれば、自助、共助、公助の順になり、まず自分の命や財産は自分で守る自助責任が問われます。そのため、村民が自分を守るための的確で正確な情報が求められます。

非常時に村民が一刻も早く危険を察知し、危険を避け避難するための正確な情報を伝えるかが村長や議員の責任であると思っておりますが、状況に応じて自助から共助につなげ、

公助が加わる流れになると思います。非常時にはパニック状態が発生し、計画どおりにいかないのが常ですから、日頃からハザードマップ等で何を村民に伝えるのか、迫る危険に対する避難啓発が必要なのだと思います。

私はこれまで村民へ情報を伝える必要性を訴えるため質問をしてきたつもりですが、情報を村民に伝える手段として、全国瞬時警報システムの外部設置スピーカーから村民に危険を広報し、広報車を巡回させて村民に避難を呼びかけるという答弁が繰り返されてきました。しかし、暴風雨時は、スピーカーからの呼びかけは密閉度の高い家の中で音は聞こえず、広報車の音も聞こえないという意見に対し、当局側はスピーカーの角度調整等で対応するというものでしたが、改善に至ったという印象はありません。

今ではスマートホン等が普及し、役場からの情報より早く災害を予知する情報が見つめるようになりましたが、そこから取り残される人もいます。私は、非常時に家の中で勝手にスイッチが入り、危険を伝えることができる防災ラジオの導入も提案しましたが、相手にされませんでした。しかし、非常時には一刻も早く災害危機情報を村民に伝え、自助により村民が余裕を持って避難をすることができることが公助の大きな責務と考えます。

重ねて言いますが、一刻も早く的確に村民へ情報を伝えることが防災の基本だと思います。そして、自助から取り残される人がいないよう、平常時から地区が共助機能を果たす仕組みづくりが求められます。

防災のため村が出す情報は村民に理解されることが重要であり、そこに情報伝達手段の重要性が浮かび上がってきます。また、情報の重要性の観点から、村長が進められている企業との防災協定は基本的に村民を災害から守るものだろうと考え、その協定が具体的にどのような内容なのか、村民に理解してもらうことも必要かと考えます。村長の見解をお尋ねします。

次に、2つ目の質問として、災害時に議員はどう動くかという観点で質問します。

災害時でも議会は機能させなければなりません。同僚の皆さんは災害時にどう動けばよいと考えているのでしょうか。

私の場合は災害時に一瞬パニック状態になり、自分を立て直すのに時間がかかり、行動が遅くなるのではないかと心配しています。

議会でこれまで、災害時に議員はどう動くのか、議会の機能をどう維持するのかなど議員対応について話し合ったことはないと思いますが、改めて災害時の議会の対応問題

は議論すべきと考えています。

また、二元代表制の観点からも、私は、災害時の非常事態に対し、村長と議会は連携した対応が必要だと思えます。

舟橋村防災会議のメンバーに議会は加わっていないと思っていますが、加わっているのであれば、自分の認識を新たにしたいと思えます。この村の防災方針を左右する防災会議メンバーはどのように決められ、どのようなメンバー構成になっているのか、担当課長にお尋ねします。

そして、最後に、議員同様、村民の代表としての村長は、災害時に議会の独自性を求めるのか、村との連携を求めるのか、議会に対する見解があればお聞かせください。

以上、答弁をお願いします。

長々と質問しましたが、私は自分が聞きたい質問を4つに要約しております。1つは、村が各世帯へ配布し、村のホームページでも公開している洪水ハザードマップで村民に何を伝えようとしているのかを聞きたいということ。これは担当課長をお願いします。

2つ目として、防災のための村が出す情報は村民に理解されることが重要であり、村長が進められている企業との防災協定、これを具体的に村民に理解してもらうことが大切だと思っております。その協定内容を具体的に説明していただきたいのですが、村長の見解をお尋ねします。

2つ目の質問としては、その防災会議メンバーに議会は加わっているのか。また、防災方針を左右する防災会議メンバーはどのように決められて、どのようなメンバー構成になっているのか。これも担当課長にお尋ねします。

そして最後に、村民の代表としての村長は、災害時に議会とどういうふうに向き合われるのか、議会にどのようなことを求められるのか、見解があればお聞かせください。

以上4つ、よろしくをお願いします。

○議長（前原英石君） 総務課長 松本良樹君。

○総務課長（松本良樹君） 竹島議員のご質問にお答えします。

4つの要点をご質問のようですので、一つ一つ、私に当てられました2つの要点について端的に答弁をいたしたいと思えます。

まず、1つ目です。洪水ハザードマップをもって、村民に何を伝えたいのかということとであります。

ご覧いただければ（実物を示す）、先ほどご指摘を受けたとおり、村内全域が浸水す

るという形になっています。

そもそも洪水ハザードマップは、大雨などが原因で堤防が決壊してしまった場合、浸水するおそれのある範囲や浸水の深さを知ることができる物で、自分が住んでいる地域の洪水ハザードマップを確認し、災害時の避難場所や避難経路などをしっかりと把握すべきためにお配りしておりますけれども、今回、これですね（実物を示す）、千年に一度の大雨の場合の浸水位になっています。

千年に一度ですので、こんな物、個人的見解を言います。はっきり言って、無駄な物だと思います。ただ、避難場所がありますので、例えば、こんな千年に一度じゃなくても、この間の雨ですとか、ああいったときがありますので、日頃から自分が行くべき避難場所ですとか避難経路について、家族でしたり地域の人で話し合っていたいただきたいという思いがあって、これを公表しておるといふふうにご理解をいただきたいと思います。

もう一点、地域防災会議の件です。

地域防災会議のメンバーに議会は加わっているかという点でありますけれども、はっきり申し上げまして、本村の地域防災会議には議会は加わっておりません。

これは全国的に見ても、まれに入っているところがあるというふうに聞いておりますけれども、都道府県を見ても、市町村を見ても、ほとんどの防災会議に議会は加わっていません。

何でだろうなと思いますけれども、恐らく災害対策基本法のところでは、議会について全く何も触れられていない。そういうところがあって、県なりの例を見ながら、メンバーを選定しておると。

どういった人がメンバーかといいますと、舟橋村防災会議条例というのがございます。委員については、先ほど言われた指定地方行政機関の職員のうちから村長が任命する者、富山県知事の部内の職員のうちから村長が任命する者、富山県警察の警察官のうちから村長が任命する者、それと村の職員、それと教育長、あとは上市消防署長及び消防団長、あと指定公共機関または指定地方公共機関の職員のうちから村長が任命する者、自主防災組織を構成する者または学識経験のある者のうちから村長が任命する者というふうになっておりまして、現状で村の防災会議のメンバーを言いますと、国土交通省富山河川事務所の方、あと北陸農政局富山地域センターの方、あと中部厚生センターの方、あと富山土木センター立山土木事務所の方、あと白岩川ダム管理事務所の方、あとは上市警察署の方、あとは総務課長、生活環境課長、会計管理者、教育長、あとは東部消防組

合の上市消防署長、それと舟橋消防団長、あとは北陸電力の方、富山地方鉄道の方等と、インフラを整備・管理していらっしゃる方々を含めて、あとは防災関係の方、こういった方々で組織を構成しているところでございます。

以上、簡単ではありますが、説明に代えさせていただきます。

○議長（前原英石君） 村長 渡辺 光君。

○村長（渡辺 光君） 6番竹島議員のご質問、2点の要点をご質問いただいたかと思えます。順を追って、答弁をさせていただきます。

まず1点目、防災のため村が出す情報、こちらの情報に関して、村民の方に理解をしていただくことについては、私としては重要であるというふうに認識しております。

しかしながらの部分でお伝えしますと、例えば本年協定を結ぶことができました6社がございますが、例えば、順を追ってお伝えしますと、サクラボックス社様とは、この避難所の利便性を向上する物資を供給いただける、そういった協定を結びました。同様に、この避難所における避難生活に対して、快適という表現が適切かどうかあれなんですけども、そういった観点での協定は、株式会社マツモト様、これは寝具の提供になります。サクラボックス社様は、段ボール製のベッドであったり、プライバシーへの配慮の部分で使うパーティション、そしてマツモト社様は寝具ということなので、この避難所生活において少しばかりご負担を和らげられる、そういった物資の供給をいただくことを協定いたしました。

そして、そのほか、中部薬品様、これはV・drugさんですね。ダイドードリンコ北陸さん、そして直近で言うアルビスさんにおいては、物資の供給が主な協定内容となっております。この避難をいただいた際に、飲料水、あとは食料品、そういった物の供給をいただくという協定を結ばせていただきました。

そして、ファインネクス社様におきましては、この避難所として社屋を利用してもよいという、そういった協定になっておりまして、分けますと、飲料、食料、そして避難時、避難生活の利便性、快適性と、あと避難所としての利用と、こういうふうに3つ大きく分けてあるというふうに私は捉えておりまして、特に重要だと思う点は、ファインネクス社様の避難場所として利用できるという、この情報は村民の皆様にも広く周知、認知していただきたいというふうに思っております。

私の就任以前で申し上げますと、令和1年には、一般社団法人常願寺川公園スポーツクラブも同様に避難所施設として利用できる協定を結んでおりますので、今ほど申し

上げました常願寺川公園スポーツクラブ、そしてファインネクスさん、避難所として利用できるということは、まず村民の皆様幅広く周知しておく必要があると、いわゆる重要な情報であるというふうに捉えております。

そして、協定の内容は、今ほど申し上げたとおり、ちょっとざっくりとしたご説明になりましたが、避難場所として施設を利用できるという協定と、避難時における飲料水、食料品の提供の協定と、避難生活が少しでも快適になるように物資の供給をいただける協定と3種類ございますということを、本来であればこの3つも含めて村民の皆様にご覧いただくことで、避難時における準備というか、心得というか、そういった対応も一人一人村民の方で進められるのかなというふうに思っております。

この防災に関する情報の発信においても、先ほどの答弁でもお伝えしましたとおり、来年度、この伝わる手法を現状よりも手段を増やしまして、災害発生時に一人でも多く伝わるような取組を進めたいと思っておりますし、先般いただいておりますご意見に対して、まだ対応ができていないというところがあれば、積極的に改善をしていきたいというふうに考えております。

そして、2点目のご質問、村民の代表としての村長として、災害発生時に議会への対応をどのように考えるかという点においてですが、独自性を求めるか否かという点においては、独自性は私、決して求めておりません。連携という部分においては、いただければ幸いというふうに感じる箇所がございますので、その点に関して少し詳細をお伝えしたいと思います。

皆様方の記憶にもまだ新しいかと思いますが、先ほどの答弁でもありました、7月12、13日に富山県内の線状降水帯が発生した際に、県内の議会議員の方でお亡くなりになった方を皆さんもご存じかと思っております。

地域の住民の方に避難を促すため、危険な地域、エリアに足を運んだ際に土砂崩れという災害に遭われて亡くなられたという方がいらっしゃったかと思いますが、恐らくは強い正義感であったり使命感から取られた行動であったものというふうに考えておりますが、やはり災害時においては、議員の皆様方におかれましても、まずはご自身の安全の確保を最優先に取っていただきたいというふうに考えております。自ら危険な箇所へ赴くというような行動はお控えいただきたいというふうに考えております。その上で、安全が確保されている状況であれば、その範囲内で情報の収集であったり、当局側への共有を図っていただきたいと思っております。

こちらに関しましては、議会事務局の職員のほうを介してで構いませんので、情報の共有という点においては、広くお願いをしたいというふうに思います。こういった点においての連携というお願いがまず1点ございます。

そして、避難指示が発出された際におきましては、安全に避難行動は取っていただきたいというふうに思います。その際においても、こちらも安全な範囲でという部分になりますが、できる限りお近くの方へのアナウンス、こちらはご協力いただきたいと考えています。

そして、避難所に着かれてからの部分で申し上げますと、避難所の運営ですね、設営の部分。当局の職員ももちろん集まっておると思いますが、一人でも多くの方のお力添えをいただくことができれば、先ほど申し上げました食料品や飲料水の配給など、そういったところにかかる時間が軽減されるのではなかろうかというふうに考えておりますので、この避難指示が出て、避難場所にご避難いただいた後、そういった形での連携というか、協力をいただければ、私としてはありがたいというふうに考えております。

以上が議会に対するというようなことでは大変恐縮ではあるんですけども、少しばかりのお力添え、連携をいただければ幸いという部分として答弁とさせていただきます。

○議長（前原英石君） 竹島貴行君。

○6番（竹島貴行君） 今ほどの答弁、ありがとうございます。

まず、このハザードマップですけども、これは端的に見て、課長も答弁されましたが、千年に一度のそういう大規模な洪水のときに、これだけの、村全体が浸水するというものであります。

今国土交通省で、各場所で水がつかるまで何時間かかるかという、そういうものが出てまいります。そういったことも情報として村民の皆さんには見ていただきたいなというふうに思うんですが、私はここで言いたかったのは、この地図を見ても、若い人は非常に細かい文字が見える、細かいところが見える。だけど、年を取ると見えなくなるという、そういう弊害も出てまいります。非常時に、パニックを起こしてというか、どうしようというときにこういう物を見ても、どこに逃げようと思っても判断がつかないというケースもあります。

ですから、日頃から村民の皆さんに、丁寧にそういう防災に対する啓発活動というのは必要だということを申し上げたいと思います。

それから、村長にも企業との連携についてお話しいただきました。

これにつきましては、大体、避難所の災害後の環境整備ということと、あと避難所を、地区にある会社に避難できる場所を増やしたよという、そういう答弁でしたが、これが日中ならいいんですが、真夜中、会社というのはセキュリティーがかかっています。そのときに、じゃ避難した人が、そこへ避難しましたけども入れるかどうかという、そういうところもしっかりと私は打合せをしておいていただきたいと。要は、スムーズに避難が遂行されるようにその中身を煮詰めておいてほしいなというふうに思います。

防災会議のメンバーにつきましては、これはやはり、災害対策基本法に基づいているかどうか分かりませんが、議会は入っておりません。

しかし、この村というのは、村民の村民による村民のための村です。要は、村長、そして我々議会の議員が責任を担う村でありますので、日頃から、平常時からこういう災害に対してどういうふうに対応していくかということと協議して、いざというときにそれが機能できるように、村民の皆さんを守れるようになるようにしていくべきだなというふうに私自身は思っております。そういう意味で連携が必要だということを、私としては言いたかったわけでありませう。

多分、そうだよと言っていただけだと思いますので、以上、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（前原英石君） 以上をもって一般質問並びに質疑を終わります。

（議案の常任委員会付託）

○議長（前原英石君） 次に、ただいま議題となっております議案第33号から議案第37号までは、お手元に配付しております付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

---

## 散 会 の 宣 告

○議長（前原英石君） 以上をもって本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

午後 0時19分 散会